（別記その１）　　　　　　　建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事（土木工事等）

１．再資源化等に要する費用（直接工事費）　　　　　　　　　　　　円（税抜き）

　　　（注）･運搬費を含む。

２．解体工事に要する費用（直接工事費）　　　　　　　　　　　　　円（税抜き）

　　　（注）･解体工事に伴う分別解体及び積込に要する費用とする。

　　　　　　･仮設費及び運搬費は含まない。

３．分別解体等の方法

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 工程ごとの作業内容及び解体方法 | 工　　　程 | 作業内容 | 分別解体等の方法 |
| ①　工作物に附属するものの　取り外し | 附属物取り外し工事　□有　　　□無 | □手作業□手作業・機械作業の併用 |
| ② | 本体、基礎及び基礎ぐいの取り壊し |
| 特定建設資材廃棄物 | 作業内容 | 分別解体等の方法 |
| コンクリート塊 | 解体工事　□有　　　□無 | □手作業□手作業・機械作業の併用 |
| アスファルトコンクリート塊 | 解体工事　□有　　　□無 | □手作業□手作業・機械作業の併用 |
| 木材 | 解体工事　□有　　　□無 | □手作業□手作業・機械作業の併用 |

　　　（注）･分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

４．再資源化等をするための施設の名称及び所在地

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 特定建設資材廃棄物 | 施設の名称 | 所　在　地 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |